版權登錄

BULLETIN
DE LA
SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

大日本監獄協會雜誌

第五號

明治二十一年九月十五日發兌

大日本監獄協會

（遞信省認可）

明治廿一年五月三日版權登錄
明治廿一年八月廿五日印刷
明治廿一年八月廿六日出版

出版主任　正員　寺井宗平
庶務補佐員　正員　飯島美敬
庶務補佐員　正員　小林益三郎
庶務補佐員　正員　柳澤勇喜

東京本鄉區兩門町十二番地寄留
發行兼編輯者　深井鑑一郎
東京淺草區並木町二十二番地寄留
印刷人　寺井宗平
東京下谷區七軒町二十八番地
發行所　大日本監獄協會假事務所

東京並木活版所印行

大日本監獄協會規則

第一條　本會ハ大日本監獄協會ト稱ス

第二條　本會ノ目的ハ大日本帝國監獄事業及ヒ監獄關係事業ノ改進ヲ翼贊スルニ在リ

第三條　本會ノ事業ハ左ノ如シ

一　監獄事業ヲ奬勵スル事

二　不良少年感化事業ヲ奬勵スル事

三　出獄人保護事業ヲ奬勵スル事

四　貧民ノ救助及ヒ教育ニ關スル事業ヲ奬勵スル事

五　諮問及ヒ質問ニ答フル事

六　懸賞文ヲ募ル事

七　監獄ニ關スル圖書ヲ繙譯並ニ著述ヲ爲ス事

八　監獄ニ關スル圖書ヲ出版スル事

九　本會ノ雜誌ヲ發刊スル事

十　萬國監獄公會萬國監獄委員及ヒ各國監獄協會トノ通信往復其他ニ關スル事

第四條　本會ハ毎月常集會ヲ開キ會務ノ相談ト事業ノ相談ト學問上ノ研究講義講談討論談話等トヲ擧行スヘシ

第五條　雜誌ハ毎月一回發刊シテ會員ニ頒ツ

雜誌ニ掲載スル事項ハ左ノ如シ

一　本會ノ事業ニ關スル事

二　監獄ニ關スル法令

三　監獄學幷ニ歐米諸國監獄法講義

四　刑法治罪法講義

五　統計ニ關スル事

六　會員ノ通信又ハ寄書

七　本會記事

第六條　本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス

一　推戴員

二　名譽會員

三　特別會員

四　正員

第七條　推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方ナリトス

名譽會員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス

特別會員ハ特ニ監獄事業又ハ監獄關係事業ニ功勞アルモノトス

正員ハ本會ニ關スル一切ノ事ヲ擔當スルモノトス

第八條　推戴員ハ皇族ニ請フテ其ノ許諾ヲ受ルモノトス

名譽會員及ヒ特別會員ハ議員全体ノ發議ニ因リ本會ニ於テ擧スルモノトス

第九條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

總裁
會長
副會長
庶務局長
調査局長
主幹
庶務委員
調査委員
議員
特別調査委員

第十條　會長以下ノ役員ハ其ノ任期ヲ一ケ年トシ毎年ノ總會ニ於テ改撰ス但シ再撰セラルルヲ得

第十一條　總會ハ毎年四月ニ之ヲ開ク

第十二條　正員ハ毎月會費金十錢ヲ納ムヘシ

第十三條　撰擧ハ總ヘテ正員之ヲ行フ

明治廿一年六月廿四日改正

第五號目次

丁數

官報
○三　件……一

論說
○監獄事業……一
講義

○監獄學講義……一五
○日本治罪法講義……一九

譯
○歐米監獄沿革史……二四
○佛國監獄法大意……二八
○フヒラデルフヒア府の監獄……三二

寄書
○正員篠川直君に答ふ……三五
○囚徒の教誨は一種特別の方便に出つへし……四一
○祝詞……四二

通信
○山形縣山形監獄其の他六ヶ所の監獄……四五

本會記事
○數件……四六

大日本監獄協會雜誌第五號

明治二十一年九月十五日發行

官報

自明治二十一年八月一日
至明治二十一年八月三十一日

●官吏發着　曩ニ京都府外一府四縣監獄ヲ巡閱シタル內務省參事官久保田貫一ハ八月二日歸京

●辭令　陸軍二等軍醫　小野重憲

熊本衛戍監獄署醫官事務取扱被免（八月四日陸軍省）

●獄事會　靜岡縣ニ於テハ治獄事務協議ノタメ靜岡、濱松、掛川、沼津、下田五監獄ノ首席看守長ヲ召集シ八月十三日ヨリ第二部監獄課ニ於テ獄事會ヲ開キ同十八日議事決了シ閉會セリ

論說

本欄にハ諸氏の寄稿又ハ起稿中一部の論說と認めたるものを掲く但し說の當否ハ固より編者其の責に任せず

○監獄事業（第四號の續き）

特別會員　小野田元凞

第四　監獄費に關する事

監獄の區別たる常事犯、國事犯又ハ重輕罪の性質如何に因るものにあらず。然るに一ハ國庫の支辨に屬し一ハ地方稅の支辨に屬せられたるの理由、何の點に出てたるやを知り難し。抑も監獄費の性質を討究するに總へて國庫の支辨に屬するを以

て穩當なるへしと思考せらるるなり。歐洲の制、概ね國庫の支辨なり。何となれハ其の罪囚たる一地方の人民に止まらず偏く各地方の人民に係るものなれハ其の費用を一地方限りに負擔せしむるの理あきを以てなり。監獄廳舍建築費の如きハ物主の權ハ地方に屬すると云ふの理由よりして地方稅の支辨と定むるを相當とすまた或る國に於てハ地方監獄の一部分を地方稅の負擔に屬せしむるの制あり。余の考ふるところにてハ將來監獄費の區別を立てんとするにハ中央監獄又ハ地方監獄の區別を爲さず獄署諸費と稱する看守以下の諸給及ひ廳中費に係るものハ國庫支辨に屬せしめ、而して囚徒諸費ハ其の一身上に屬する費用なるを以て自辨せしむるの法に定めんことを希望するあり。自辨の法たる決して新奇のことにあらず既に舊政府に於ても其の例あるなり。元來社會にありて自活を爲す能ハす、惡事を爲し良民に害を加へ而して監獄に入り生活に困苦せさるハ抑も何そや（近時佛國監獄協會に新說を呈したる或る學者あり、其の主張するところの論旨の大概を聞くに「監獄の經費ハ工役金を以て償却するの精神あれハ各囚徒の働きに應し衣食を給與するに如くものなし。（癈疾者ハ之れを除く）例へハ一日ニ金十錢の働き

を爲すものにハ金十錢たけの衣食を給與し、五錢の働きを爲すものにハ五錢たけの衣食を給與し、全身全ふして其の働き衣食を得るに足らさるものハ是れ自ら求むるの結果なるを以て餓死するに至るも敢て顧るに足らす」と實に奇說と云ハさるを得さるあり。此の輩社會にありて自活する能ハす而して監獄に入り却て生活に困苦せさるものハ是れ畢竟衣食之れを官給にするにあれハなり。今、一日一囚に要する費用を金八錢と假定し八錢以上の働きを爲すものハ其の有餘を本人に給し、八錢以下なるものハ其の不足を一家若くハ親戚、親戚あきときハ在籍町村の負擔と爲し其の責めを分たしむるときハ將來大に犯罪者を減少し人心浮薄の惡風を矯正するの便法たるを信するあり。惟ふに多く犯罪者を出すの地方ハ該地方長官の責任なり。之れを細別し一郡に多きハ其の郡長、一市町村に多きハ其の市町村長の職任に於て盡さゝるところあり、是れを以て之れを責むるときハ戶々相說き人々相諭し部下に不良の子弟を出すことを無きを勉むへし。斯くの如く爲すときハ近時我か國に市制町村制を發布せられ一般人民に對して漸次地方の自治を許さるゝの今日、地方人民ハ何れも我か地方より罪囚を出し我か地方の名譽を汚すを

厭ひ各自互に警戒し、比隣互に匡正し、艱難相救ひ、疾病相扶持し自治の精神を發達すると同時に犯罪を嫌惡するの念、愈々加ゝり親睦敦厚一家も啻ならさるの良風に復し從つて確然前途の目的なくして容易に鄉里を去る如き輕躁者流ゝ斷して跡を絕つに至るへし是れ自然の勢ひなり。元來田舍ゝ子々孫々父祖の業を襲き一意農業に從事し數十年居所を移せるものなきに近來漸く生業を轉し就中小作者等細民の如きゝ人力車の流行より眼前の小利に惑ひ未都を棄て〳〵車夫に轉するもの頗る多く從つて賃錢の低落を來たし相共に困弊するに至る。然り而して此れ等懶惰の業に就きたるもの再ひまた利益薄少の農事に從ふことゝゝ人情の堪ねさるのみならす遊情に流れ勞力を厭ひ袖手逸遊直ちに衣食に窮迫し終局遂にゝ不良の徒となり法網に罹り入監者の一分子たるに至る。抑も監獄費の如きゝ警察費の如く財產相當の保護を受くるものと異り、能く自守の制立ち數十年來犯罪人なからんむる村落も、未た自守の制立たす犯罪人陸續出さしむる村落も齊く監獄費を負擔するの責任あり不公平の賦課と云ゝさるを得す。因て該費の分擔を明かにし前陳の如く獄署諸費を國庫支辨とし囚徒の諸費ゝ囚徒の自辨とし其の足らさ

る部分ゝ囚徒の在籍地の市町村に賦課し直接にゝ罪囚懶惰の惡習を一掃し各囚相競ふて作業を勉むるの道を講し間接にゝ地方人民自治の精神に依て風俗改良の策を行ひ兩者相待て監獄費節減の法、確然として立つへきなり。現に今日の罪囚中既に中等以上の職藝民間に在りて金三十錢乃至四五十錢の賃錢を得るに難からさるもの（あるものなきにしもあらす）と雖も齊く同一視せらる〳〵を以て勞を厭ひ役に從ふものあし。今、東京府監獄費明治十七年度の決算額に據れゝ一日一囚の衣食其の他の費用を合せて金七錢一厘餘なり。而して食料ゝ其の半ゝに過きす。また一日一囚の使役上より收入する額ゝ金二錢五厘餘なり。之れに給與する工錢を加へ一囚一日金三錢五厘の働きを爲すへきを以て全く一囚に付き一日金三錢六厘の徵收に過きす。假りに全國の囚徒六萬六千七百九十六人（明治十八年三月の調査）とし一箇年金八十七萬七千六百九十九圓即ち監獄費總額の二割二分餘に當る（試に明治十八年度の豫算を以て全國の監獄費を計算せしことありしも今、要用なきを以て之れを省く）且つ歐洲の制に倣ひ看守の半はゝ兵卒を以て外部を看守せしめ、また罰金科料不納に由り禁錮拘留に換へらる〳〵もの新刑法實施以來著しく

增加し從つて監獄費に影響を及ぼし曾て調査せしことありしに其の費額僅少あらず顯ふに罰金科料の性質たる本罪に應し資力限り追徵し其の痛苦を感せしむるの趣旨にして禁錮拘留に換ゆるハ固より法律の精神にあらさるなり然るに現時の如く期限内に完納せさるときハ財產有無の調査及び身代限り等の處分を爲さす直ちに禁錮拘留に換ゆるものとせハ下等人民にありてハ一日の勞力一圓の金を得るの事業おく殊に廉耻を知らさるの輩ハ間々罰金科料の貯蓄金あるものと雖も一日の拘禁能く一圓の利益を得るの愚想を懷き且つ苦役の勞なきよりして得失上甘んして實際の刑に處せられんことを望むもの無きにあらず因て刑法草案の如き「禁錮に換ゆることを得」との許可法を與へ悉く本人の申し立てに任せす租稅不納者等の例に倣ひ其の財產を差押へ身代限りの處分を爲し而して尙ほ完納に至らさるものに限り換刑するの制を用もるときハ頗る監獄費を減するの計算あり。

第五　懲治人に關する事

懲治人と稱するものハ監獄則第十九條に明記するか如く刑法第七十九條、第八十

條及び第八十二條に據り懲治場に留置する幼年の者、瘖啞者其の他尊族親の情願に由り懲治する者を云ふ。要するに懲治の制たる罪惡の萌芽を芟除し人性の本質に歸依せしむるにあり。故に刑法に於ても「命令法と用ひす」其の情狀に依り多少の年月間懲治場に留置することを得」との許可法を以てせり。是れに由りて之れを觀れハ懲治場に留置するハ刑法の本旨にわらす。蓋し止むを得さるの法略なるへし然るに現今懲治場の制を見るに多少の區域あるも概ね一監内に在るを以て之れを懲治し以て善良に誘導せんと欲するも却て姦惡を助長し不良に浸染し結局罪惡の傳習に止まり、恰も油を注きて猛火を拯ハんとするに異ならす。到底その目的を達することを能ハさるハ疑ふへからさる事實なり。また尊族親の情願により入場を許すものハ父母其の子の敎育を怠りたるか爲め殊に社會に大害を來すの恐れあるを以て之れを懲治矯正せんとの慈善心に出つると雖も其の結果ハ寧ろ前者に異ならす。二者共に寧ろ家庭敎育に放任し飽まて父母兄弟又ハ親族若くハ矯正院をして矯正せしむるの愈れるに如かさるなり。人或ハ言ハん「懲治場に入るの道を絕たハ實際差支を生すへし」と。其れ然り豈に其れ然らんや既に監獄則改正以前

ハ丁年以上と然らさるとを問ハす卑族親より請願し尊族親を入監するを許可せりと雖も是れより生するの弊害少なからさるのみならす卑族親より尊族親を懲治せしむるハ道理上より論するも德義上より論するも頗る不可なるを以て丁年以下のものに限りて尊族親の願に限り許可を與ふることとハなりたるなり當時實際取扱上より多少是非するものなきにあらさりしと雖も今日に至りてハ更らに支障を唱ふるものなし況んや既に有志者相謀り矯正院を設けんとするに於てをや是れ余か懲治場に入るゝを不可とする所以なり

第六　別房留置者に關する事

別房留置者と稱するものハ刑期滿限の後頼るへき所なきもの及ひ主刑滿限の後監視に附するもの居宅又ハ引取人なく止むを得す監獄の別房に留置するものの二種にして東京府監獄の如きハ斯の如きもの常に多し而して此の輩ハ概ね再犯以上のものにして甚しきハ罪科十數犯に及ふものあり常に監獄を其の住居と爲し惡事を生業と爲して他に一定の住所なく滿期後之れを放てハ數日ならすしてまた入監す適々改心の狀あるものなきにしもあらすと雖も此れ等一種の社會に

ハ自然の惡習ありて同朋相共に良民たるを得せしめさるものの如し。こゝに於てか從ッて出れハ從ッて入り新陳交代絕ゆるの期なく殆んと獄舍を棲息所視するの感あらしむ。畢竟斯く再犯以上の罪犯を增加するものハ職として滿期後取締上の方法完全ならさるに由るならんと思考するなり。抑も監視の刑たるや再犯者を防くの精神あること固より論を俟たす。故に住居又ハ引取人なきものハ監獄の別房に置き以て監視を施し監視の期滿ると雖も尙ほ住居又ハ引取人あきものハ飽まて拘束するの方法を設くるにあらされハ到底再犯を防くこと能ハさるなり。然るに現今の取扱上に於てハ監視滿つるときハ住居又ハ引取人の有無を問ハす縱放するを以て恰も主刑の長きに異ならす。且つ再犯以上のものハ多くハ其の犯すところ微罪にして强惡を爲す氣力なく殆んと無宿乞丐の類あるを以て斯くの如き輩を府下に縱放するときハ遂に犯罪者を減するの時期なし。故に此れ等の爲めにハ一の出獄人保護會社あるものを設け此の輩を勉めて田舍若くハ島地に移し佛國の如き法に則とり監視中のものハ再ひ首府に戻さゝるの制を設くるときハ東京府下の犯罪者を減し直接に良民の荼毒を除き間接にハ警察官裁判官の繁務

を省くに至るハ信して疑ハさるところあり。尤も病者等ハ養育院に送附し救助せしむるを以て適當なりとす。何となれハ此れ等のものを監獄の別房に置くときハ畢生間在監者さらしめさるを得すして恰も無期刑に異ならさるのみならず遂に監獄をして救育所たるの妄想を生せしむるに至らん。是れ別房留置者の爲めに出獄人保護會社を設け之れを民間の有志者に放任し政府ハ之れに干渉せさるを要する所以なり。現今歐洲各國着々効果を奏する私立出獄人保護會社あり。余、往年歐洲巡回の際該會社に就き親しく其の實況を見聞したるに其の目的とするところ豫想の外にありて該社自ら製造所たるにあらす、また濟貧所たるにあらす、全く一種特別の組織にして其の大體ハ刑期滿限後のものを引き取り其の各自得意の職業を察し同業の營業者に委嘱し該會社之れか保證人となり雇入又ハ職人たらしめ以て自活自營の方法を授くるにあり。例へハ其の身曾て靴製造人なりし者ハ靴製造所に、錺大工なりしものハ造船場に入れ、其の他凡へて此の類を以て其れ、其れ口入れせしむるにあり。而して其の雇ハれたるもの及ひ其の職業に就きたるものハ着服その他、體裝等一切常人と區別せす普通一般の裝ひを爲さしめ刑餘人たる

の臭氣を帶ハしめす、且つ一店に一人若くハ二人を限りて數人を雇役せしめす、是れ其の交ハるところ善人多けれハ善人に化し惡人多けれハ惡人に化するハ數の免かれさるところにして所謂血に交ハれハ赤くなるとの鄙諺に基つき斯くハ雇役の人員を限り多人數を一箇所に集合せしめさるの主意に出てしならん。こゝに於てか漸々本然の天性に復し遂に善良の人となるに至るの方法なり。該社の慈惠渥く且つ至れりと云ふへし。曩きに丸山作樂氏等數人の有志者矯正院を創設せんとの計畫あり、其の方法の善美なるハ甚た嘉みすへくして余ハ直ちに同意を表せしと雖も當時竊かに惟ふに「先つ出獄人保護會社を創設し其の事業の整頓するを俟つて漸く進んで矯正院を起すの順序を逐ふに如かす」と。今日に至りて益々余の意見の確實なるを證するを得たり。當時府下に塵芥掃除會社の私設ありしに由り余ハ一已の資格を以て該社長に面し別房留置のものを人夫に雇役せんことを談せしに當初頗る畏懼忌嫌の色ありしと雖も說て十五會社の中一人より五人まて漸く雇役せしむるに至りしか今日にありてハ彼れより却て引受方を請求し百餘名（一箇所に數十人を湊合するハ本旨にあらすと雖も他に良法なく且つ監獄費增

加の折柄百餘名を出監せしむるときハ一箇月に百六十六圓餘の減少を見、已むを得さるの手段にあり）の多衆を雇役するに至れりと云ふ。而して其の中逃亡したるものハ僅に一人のみ。是れに依りて之れを觀れハ放免者ハ出監すると同時に衣食に窮迫し再ひ罪を犯すの已むを得さるに出るものにして情狀また憐むへきなり。且つ今日獄舍にありて賴るなき輩を見るに概ね年齡四十歲以上のものにして德川氏の末世に方り恰も丁年內外のものなりしに就き、放恣遊惰に流れ惡習性を爲し自活の道に迂きものとす故に出監後之れを救育し自營の道を授くるに於てハ悉く善良の人となるに至らさるも十中の五六ハ本性に復し保護會社の目的に反くなきハ信して疑ハさるところなり。因て余の希望するところハ各宗僧侶若くハ民間の有志者（會社長又ハ富農、豪商等）に謀り該會社を創設せしめ而して此の時に至り始めて敎誨主義を施行し出獄者をして悔悟遷善せしめんことにありとす。曾て此の會社のことに關する英、佛二國の書類ハ携帶せりと雖も獨逸國の書類なきを以て頗る遺憾の念ひありしに同國司法大書記官スタルケ氏ハ出獄人保護會社の社長にして曾て辱知の人たり、故に書類の送附を依賴せしに該會社に關する書

籍及ひ書翰等を郵送せられたり、以て同國に於ける該會社の摸樣を知るを得たり。他日之れを譯して世人の參考に供せんと欲す。

○

以上各項に陳述するところハ要するに治獄の主義を誤まり敎誨を主とし懲戒を從とし監獄をして痛苦の場所たるの感を與へす却て產業場若くハ救貧所たるの懷ひを爲さしむるの宿弊を洗滌し定役を設け勉めて苦役に就かしめ身體上に勞苦を與へ次きに監獄費の區別を明かにし衣食住の三者ハ成るへく下等賤民の度に超越せさるやうに注意し所謂食ハ腹に充るに足り衣ハ寒を防くに止め敷物の如きハ莚（下等細民ハ常住に疊を用ひさるなり）を以て充分なりとす。就役の苦、彼きの如く、衣食住の粗、此れの如くにし而して後始て懲戒の目的を達すへきなり。論者或ハ言ハん「今や條約改正の期に際し監獄制度の良否ハ大ひに關係するところあり深く察せさるへからさるなり」と。其れ然り豈に其れ然らんや一旦治外法權の約解くるに及ひ歐米人と內地の獄舍に監禁するの時機に際せハ其の待遇上內外人を區別するもまた何の妨けあらん。現に醉倒れその他の小事件に因り一時歐米人

を警察署に拘留する場合に於てハ食費等ハ一切内國人と之れを異にすることあり是れ知らず識らず其の取扱上に差別ある一例にして唯此の慣例を擴張するに過ぎさるなり曾て英國の香港を占領し初めて監獄の制度を設くるに際し凡へて歐洲の法に準據したるか爲め待遇上の寛なるより在監者に支那人甚た多く獄内常に充滿し、此れ等多數の在監者を扶持するか爲め莫大の費用を要せしことありしと云ふ蓋し支那賤民衣食住の三者ハ英國監獄の度に及ハさりしなるへし。支那人民の卑屈ある當時故らに罪を犯して牢獄に繫留せられんことを望みたるや知るへし。當局者之れを憂ひ土地の程度に應し監獄の制を改正せしに歐米人なる在監者の痛苦殊に甚しく殆んと生命を危ふするの恐れあるを以て初めて歐米人と支那人との待遇を區別することになりたりと聞けり。されハ本邦に於ても香港に於ける英國の制度を轉用せハ敢て論者の憂ふることの如きハ無かるへしと信するあり。到底監獄ハ懲戒主義に依らすんハ遂に其の目的を達すること能ハさるなり。また監獄周圍の高墻及ひ獄舍ハ疊石若くハ煉化石を以て分房制に築造し、また外部の看守にハ兵卒を利用し逃囚の追捕し難きものハ便宜銃殺するの法を設け

惡漢無賴の徒をして越獄逃走の念を絕たしめ以て人性の本然に復するを得せしめハ一ハ以て治獄の趣旨を貫徹しハ以て國家無事の日に於て兵卒を使用するの便利を得、併せて監獄費を減少し一舉兩得の策と思考せらるゝなり　（完）

講義

○監獄學講義（第一回）　正員　宇川盛三郎　東京

人類相集りて社會を爲す以上ハ此の社會中にまた夫れ夫れの集合體として働作せさるを得さるものあり國と云ひ府縣と云ひ市町村と云ひ皆な此の集合體ありて而して我か監獄事業に就て第一級の集合體と定むへきものハ國と稱するもの是れなり蓋し一國の獄政整ふて然る後ち廣く世界萬國の監獄事業の進歩を奬勵し以て全社會の安全を維持すへきものなれハなり

一國の事業ハ種々あるへきなれとも其の重もなるものハ國の秩序を維持することと國の進歩を計ることとの二つにあるへきあり而して秩序を維持するに就てハ尋常の方法を以て之れを維持するあともあり又ハ既に此の秩序を害したる者

に對して相當の處分を施すところの格別なる方法を以て現在及ひ將來に國の秩序を維持せんとすることもあるなり則ち此の既に秩序を害したる者を處分すると云ふことか監獄學の研究すへきものなりとす然らは監獄學の大切なることは言はすして明瞭なるへし

社會の法律即ち國の法律を犯したるに由り其の所爲を後悔せしむるところの處分即ち處刑を受けたる者は之れを如何すへきやと云ふことを研究するは治安を維持するの點に於ても隨分面白き仕事なり又此の事業たるや好學の點よりするも面白きものなり

造物者か我々人類を創造したるときに心なるものを與へ以て百般の事を感せしめ又腦なるものを與へ以て百般の事を了解且つ判斷せしむることとし又良知を與へ以て其の所爲の道德なるか不道德なるかを判斷せしめ又希望心を與へ以て働きを爲すか又は爲さゝるかの自由を得せしめたり故に我々人類は不羈獨立（孤立と混同する勿れ）以て自己の利益を計り且つ人類最多數の利益を計るを得るものなり又これと計るこそ天の命なりと云ふへき歟、此の不羈獨立にて働作すると

云ふことは餘程愉快なるものなれとも人皆な同一の智識經驗を具ふること難きか故に或は誤つて社會の秩序を害し又は他人を害すること少なからさるなり此の場合に於ては社會より處分を受くるの困難もあるへきなれとも不羈獨立にて働作を爲すときは之れよりして各人無限の利益をもまた名譽をも得らるへきなれは名譽も得す利益も得す又困難も經す即ち不羈の働作なく所謂無氣無力、有りても宜し、無くても宜しと云ふ如きものとなるよりは幸福なりと云ふへし若し我々にして自分の責任にて十分の働きを爲すを得さるときは何そ牛馬と異なるところあらん

人類の天性は右の如きものにして又右の如き種々の特益を有するものなれは少しく道理を勸考するに於ては罪の道に陷ることなき筈のものなり然れとも數十萬人、數百萬人又は數千萬人中には誤りて又は故意に罪の道に趣く者なきを得さるなり恰も利益あれは損失あると同様にて善あれは惡あると云ふことは今日の社會に於ては免かれ得へからさるものとす

正則の順序を以て社會の秩序を維持することは道德學の所轄に屬し變則の方法

を以て一旦罪の道に陷りたる者を歸善せしむるハ監獄學の所轄に屬するなり故に監獄學に於てハ社會を害したる者は如何して之れを處分すへきやと云ふにありて今その處分の種類を擧くるときハ第一は罪を恐れしむること、第二は罪人を罰すること、第三ハ罪人を正當なる人間に歸復せしむること、第四ハ再犯を豫防することと是れなり此の四ケ條を十分に研究しまた其の研究したるところを實行し得るを以て此の學の目的とせさる可からさるなり

罪の道に陷る者にハ自然の僻よりして他を害するに至る者もあり、情慾の爲めに道を誤まる者もあり、故意にあらすして誤つて罪に陷る者もあり、教育の宜しからさるより罪を犯す者もあり、又は他人の惡例に倣ひ以て罪の道に陷る者もあり、又ハ他人の敎唆を受け其の敎唆の善惡を判斷する能ハさるより或ハその惡しきを知るも之れを拒むの氣力なかりしより罪に陷る者もあるあり、是れ等の者ハ始めハ違警罪と唱ふる小道に出て徐々と輕罪と唱ふる中道に入り又重罪と唱ふる大道に陷るを例とす罪の輕重に依り社會より受くるところの處分即ち刑罰ハ口に之れを言ふハ容易なれとも其の實施ハ實に恐るへきものなり

罪人を罰することハ第一その本人を懲らしむるにあり又他人に對する例ともなるものとす併し不幸にして罪に陷りたり又ハ他人に誘ハれて罪に陷りたり又自分の不了簡より罪に陷りたりしたる者あれハ之れを罰すると同時に此の不幸なる人類を憐れむと云ふゐと必要なり斯くの如きものなれハ監獄學の研究に於ては一の主義を執り一の方向に偏すると云ふことハ最も不都合なり罪人を處分するのみを目的とするも不都合なるへく又罪人を感化することのみを目的とするも不都合なるへし

罪人を善道に導き之れをして道理を悟らしめ道德を知らしめ以て再ひ社會に歸復せしむるときは其の本人に取りては非常の利益なるへくして社會に取りては最早何等の危險も無かるへきなり　（未完）

○

日本治罪法講義（第三號の續き）

正員　井本常治　東京

公訴權及ひ私訴權の何物たること及ひ其の依て基ひする處ハ畧ほ前回の講說にて明らかなることと考ふるか故に今回ハ治罪法第三條の法文に就て講說を試む

へし

該條の法文ハ左の如し

第三條　公訴ハ被害者の告訴を俟て起るものにあらす又告訴私訴の棄權に因て消滅する者に非す但法律に於て特に定めたる場合ハ此限りに在らす

蓋し公訴ハ社會大權の働きにして、社會の被りたる害惡に對し其の應報を科すへき手段たるとハ前回の講義に於て已に諸君の了解せられたるとおろなり、已に然る上ハ此の權利たる社會に屬すへきものたるを以て決して被害者の告訴を要する譯けハ此れあらさるなり已に被害者の告訴を俟たすとすれは告訴の取消しも亦公訴に就てハ寸毫も影響するところあらさるなり況んや被害者か該犯人に對して有する一已特有の私訴の權利と關係すへき理あらんや本條ハ即ち此の理論に憑據して治罪法の原則を定めたるものなり

然れ共此の原則に就てハ例外となすへき數多の場合あることを忘るへからす此れ特に本條の但書を以て其の特例の存することを示しさる所以なり例外とハ何そ

則ち被害者の告訴あるにあらされハ公訴の起らさる場合此れあり此の例外ハ刑法に於て別段の斷りハあれ共今本法を說くに臨み其の理由を解釋するとおすへし元來公訴を提起して犯人を懲罰するものハ決して其の被害者の爲めに復仇を計るの主意にあらすして社會か直接に此れより蒙りたる害惡を責め其の秩序を保維するの精神に外ならされハ公訴權の問題にハ被害者あるものハ殆んと關係なきことなり然れとも或る場合に於てハ社會か此の公訴權を斷行したる爲め無辜にして不運なる被害者の運命を犧牲に供せさる可らさる場合を生するとあり例之ハ處女の强姦せらるたる場合の如き此れなり蓋し此の犯罪により社會ハ其の秩序の上に於て害を被れるところ少なしとせす正さに其の行兇者を刑して健康を保つへきハ必要の手段ありと雖若し此れを必行したらんにハ該處女たるものハ一旦已に身躰に汚穢の害を被り今又公訴の爲めに其の汚穢の名を披露せられ世の士人の爲めに感覺を傷ハしめ徒らに嫁期を誤り一身の不幸を來たすか如き憂なしとせす已に然るときハ角を矯めんとして牛を殺すの類にして社會ハ一不良の徒を懲らさんか爲め却て他の善人を苦むることとなるなり是れ此等特

別の犯罪に就き殊に法律を以て被害者か公訴提起の決心を必要となせし所以なり而して刑法に於て此れを求むれは其の例數多あり

有夫姦　幼者を略取誘拐する罪　猥褻姦淫の罪

右三箇の場合に於て被害者の告訴を俟つ所以のものハ即ち一に前段に說明したる主意に基けるものにて此れを暗默に附すれは甚しき汚辱をも來たさゝるに此を明白にせられたる爲め言ふへからさる不名譽を被り爲めに良民の運命を顚性にせさる可らさるの恐れあるを以て此れを例外となし告訴を俟て公訴の起ることと定めたるものあり而して此の場合に於ても被害者たるものハ各々異なるものにして第一有夫姦の場合にハ被害者ハ本夫たるものに止り此れより外に被害者あらす故に本夫の告訴を必要とし第二第三の場合ハ幼者の監督をなすところの父母若し此れなき場合にハ其他の最近親又ハ後見人の告訴あるを要するものあり即ち此れを監督するものの告訴を俟て初めて公訴の起るへきものなりとす

誹毀若くハ罵詈の罪　脅迫の罪

此の二箇の罪ハ一ハ前段の如く被害者の名譽を保庇するにあり然れ共此れを以て例外となせし所以ハ他に重もなる原由あるあとなり其の原由とハ元と元と誹毀と云ひ罵詈と云ひ又脅迫と云ひ一に此れを受けたる者即ち其の目的となりし人の心の感動にありて存することなれハ他人よりして果して害を被りたるや否やを知る能ハさること此れなり例之ハ苟も吾々の身に對し罪人若くハ博徒の如きものより何か相濟まさるあとを言掛けたることありとするも此の言掛けは蟬の鳴くも一般にして聊かたりとも世の人に忤訝を與ゆへき力あるものにあらす已に世の人に聊かの感しをも與へすとすれは吾身に取りても別段相手として腹を立つへき筈もなし已に然るときハ相濟まさる博徒の一言も誹毀とならす又罵詈とならさるなり而して此れか罵詈とありしや否やの別ハ其の目的となりし人より外に判斷し得るものの此れあらんや脅迫罪に於ても亦然り人の氣質に剛柔の別あり此れを脅迫して或る目的を遂けんとなせしあとも肝腎なる目的の人ハ毫も畏怖を感せさる如きことなしとせす此を如何そ脅迫の罪ありとなすを得んや此れ此の種の罪に就て公訴權提起の例外を設けたる所以なり

牛馬以外の家畜を殺せし場合

て例外となせし所以ハ他に重もなる原由あるあとなり其の原由とハ元と元と誹毀と云ひ罵詈と云ひ又脅迫と云ひ一に此れを受けたる者即ち其の目的となりし人の心の感動にありて存することなれハ他人よりして果して害を被りたるや否やを知る能ハさること此れなり例之ハ苟も吾々の身に對し罪人若くハ博徒の如きものより何か相濟まさるあとを言掛けたることありとするも此の言掛けは蟬の鳴くも一般にして聊かたりとも世の人に忤訝を與ゆへき力あるものにあらす已に世の人に聊かの感しをも與へすとすれは吾身に取りても別段相手として腹を立つへき筈もなし已に然るときハ相濟まさる博徒の一言も誹毀とならす又罵詈とならさるなり而して此れか罵詈とありしや否やの別ハ其の目的となりし人より外に判斷し得るものの此れあらんや脅迫罪に於ても亦然り人の氣質に剛柔の別あり此れを脅迫して或る目的を遂けんとなせしあとも肝腎なる目的の人ハ毫も畏怖を感せさる如きことなしとせす此を如何そ脅迫の罪ありとなすを得んや此れ此の種の罪に就て公訴權提起の例外を設けたる所以なり

牛馬以外の家畜を殺せし場合

犬、猫等凡て牛馬と除く外の家畜に就ては所有權を確實に表示すへきものあらさるのみならす又無主の畜類少しとせす而して畜主あるものと雖も間ま此れを放棄するの念慮あるもの少なしとなさす且つ多くは其利益するところ少なきものにつき畜主の害を生せさるを常とするなり此の如く已に所有權の存するや否やも確實ならす又畜主に放擲の念ありしや否やも分明ならすとすれは彼れ畜主か狀を具して其の被害を訴ふるまては公訴權を以て社會より干渉すへき必要あるを見さるなり此れ本項を例外と定めたる所以あり

以上を以て第三條の原則及ひ其の例外は此れを講了せり　（未完）

飜譯

○歐米監獄沿革史（第四號の續き）

米國神學及ひ法學博士　ワインス著
正員　神谷彦太郎譯　東京

第四節　英國に於ける一層の進歩　吾人は年紀を逐ふて歐米監獄改良の進歩を

叙するにつき今また英國に於て該事業の一層の進陟を爲したることを說かさるを得す

英國に於ては基督敎知識社會の獄事に盡力せし時代及ひニウゲート獄其の他龍動府に在る諸監獄の改良を論せしドクトル、ブレーの著書の發兌ありしとき（千六百九十九年）より下院に於てゼネラル、チグレヴルプ（英人なり千六百九十六年に生れ千七百八十五年に死す）（ゼオルジア國を創立したるか爲め世に其の名を顯はせし人にして當時巴力門の議員たりか英國監獄實況調査委員に撰定せられたる時即ち千七百二十八年に至る迄は監獄改良の事全く世人の注意外に放擲せられたる姿なりしと雖も此の時（千七百廿八年）よりして議院は熱心に獄事を査察究按し賄賂、官物私用其の他頗る法外なる種々の惡弊を世に知らしめたりこれより新聞の記者、雜誌の著者は相競ふて獄事を論辨するに至りまたホガルス（英國有名の畫工兼彫刻師にして十八世紀の人なり）の如きは繪畫及ひ彫刻術に依りて最も善く監獄の惡弊を世に明亮あらしめ以て益々此の事に關する一般人民の憤怒をして劇烈あらしめたり

チグレヴルプか委員となりて調査せし其の結果は船獄に於ては「バンブリッジ」（マル

シヤルシー獄」に於ていハアクトン、並に「キングス、ベンチ獄」に於ていハッギンス及びバルネス（共に司獄官の名なり）の諸氏より其の官職を剝き且つ諸氏をして法律上の糺問を受けしめ諸氏の内或者ハ遂に以前自から管理せし監獄の壁内に監禁せらるゝに至りたると是れなり且つや該委員の盡力に由りて監獄に關する若干の法令をも制定するを得たり斯く其の結果ありしと雖も而かも監獄の實際上の改良に關してハ其の效驗甚た多からさりしなり

其の後千七百三十五年に至りて巴力門ハ他に一の委員を組織しウイルリアム、ヘエーを以て其の長となしたり同氏ハ甚た醜き侏儒なりしと雖も清廉ある心志、強鋭なる知覺、純正なる仁愛を有せし人にして社會改良上に關する氏の意見ハ遙かに時人の考究の上に出てたり故に氏の獄事報告書ハ適切、明確且つ完備の文書なりとす而して其の卓見ハ其の後多く法律として制定せられたり

又此の時代にハ他の一方に於ても獄事の改良を企てたるものありたり即ちウェスレース。ホワイト、フヒールド其の他最も熱心なる敎徒を以て組成せし「敬神會館（ゴツドリーグラブ）」の會友か其の部内の都ての監獄懲治場及び頽狂院を訪ひて敎を說き物を施したると是

れなり

爾來多年の間監獄改良ハ不分明の效果を以て各地に競爭したり且つ亞爾箇保兒飮料消費高の驚くへき增加に原因して犯罪の數ハ迅速なる進度を以て增加し殊に死刑の如きハ罪人を絞ると同時に益々多きを加へ其の數一百六十乃至二百二十二に上れり然るに千七百六十五年にブラックストン著「英律之解（コンメンタリー）」の發兌ありしより斯かる殘酷なる刑罰に關し公衆の懷き居れる信認に對し烈しき抵抗を與へ且つモンテスキウ著「萬法精理」の英文飜譯並にベッカリア著「犯罪及と其罰」（書名）ハ共に大ひに此の抵抗を助けて其の力を增さしめ又千七百七十二年にハデンネと稱する一僧出てゝサー、ロベルトラッドブロークに一書を贈り罪人ハ之を感化することを得へく且つ隔離監禁の法ハ犯罪を防制すへき一方案なりと明言して該法を主張したり是の故に讀者の知る如く千六百九十九年に博士ブレーか該法の利益を告知し千七百四十年にビショップ、ビウトレルが其の說法中に同趣意のことを陳へたるにも拘らす該法の第一發言者たり及び勇敢なる主張者たるの聲譽と尊敬とハ通常デンネに歸せりデンネの說ハ其の發布の當時に於てハ頗る世人の

注意するところとなり後來に至りてもホワルドの如きハ大ひに之を尊敬せり

（未完）

○

○佛國監獄法大意（第四號の續き）

佛國　ジー、ド、ラマルク氏述

正員　武田英一譯

監視委員　監視委員の廢設ハ各監獄同一ならす即ち中央監獄に於てハ千八百四十七年十一月二十七日の勅令を以て之を設くることとなれり然れとも其の弊害あるを認めて竟に之を實施するに至らす、府縣監獄に於てハ千八百十九年四月九日の勅令を以て始めて之を置き千八百二十三年六月二十五日の勅令を以て改正を加へ幼年囚矯正院に於てハ千八百五十年八月五日の法律を以て之を設けたり唯此の法律にハ監視委員の名を改めて之を監視議會（コンセイユ、ド、シユルウエイヤンス）と稱したり、監視委員といひ監視議會といふも其實同一にして此の機關ハ未た曾て良効を奏せしことあらす、蓋し監視委員にして監獄管理上の職務に干渉するときハ勢ひ典獄の行爲を障害

せさるを得す此れ其の成功なき所以なるへく、若し其の求むるところ此に出てす專ら已れの本務に從事し出獄人の保護を以て自ら任するに至るときハ思ふに其の成績著大なるを得へし

監視委員及ひ監視議會の諸員ハ府縣知事之を任命す（千八百六十二年三月二十五日及ひ千八百六十一年四月十三日の勅令）

司獄官吏　中央監獄、殖民懲戒監及ひ幼年囚矯正院に於て一般の管理を任する官吏ハ典獄、檢閱官、書記兼會計吏、文書吏、看守長にして其の他中央監獄及ひ之に准する監獄に於て特別の事務を掌る者ハ（カトリツク）教又ハ政府の認めたる他の宗教の教誨師、小學科教員、醫師、藥劑生、建築師なり、直轄に屬する監獄に於てハ此の他に又金錢出納掛、簿記掛、耕作掛及ひ作業掛を置く

在監人の監視ハ看守長、看守人及ひ女監取締の任するところとす女監取締ハ宗婦又ハ俗婦を以て之に充つ（千八百六十八年十二月二十六日の勅令）

府縣監獄官吏の組織も亦相之に異なること無し唯其の人數等に於て大に制限を加ふるのみ然れとも「パリー」「ルーアン」「リオン」「マルセイユ」等の如き都會の地に設

くる監獄に至てハ其の制頗る宏大なるを以て尚ほ中央監獄に准するものとす中央監獄殖民懲戒監幼年囚矯正院の官吏及ひ府縣監獄の典獄檢閱官書記兼會計吏看守長ハ内務大臣の任命するところとし其の特別の事務を掌とる吏員及ひ収監場拘留場懲治場三者の監視に從事する役員ハ知事之を任命し罰に大臣の認可を受く員に監獄の諸務に關する官吏及ひ役員の職務ハ千八百三十一年十月五日の章程を以て定むるところあり又同章程ハ退隱料を受くるの權利を該官吏及ひ役與へたり（千八百三十一年九月八日の勅令、千八百五十四年四月二十日及ひ千八百五十五年七月二十八日の訓令）

小學科教員、簿記掛、文書掛に任せらるゝ者ハ滿二十歳以上、滿三十歳以下にして内務大臣所定の試驗科目に及第せさるへからす而して小學科教員の候補者ハ更に教員の免狀を有せさるへからす書記、會計吏及ひ金錢出納掛ハ右吏員の中より選取し檢閱官の職ハ此の吏員に屬するものとし典獄ハ檢閱官、内務省監獄課次長其の他重なる吏員、收監場、懲治場の長より選任することゝ定む

私立矯正院の設立者にして自から院長の職務と執ることを能ハさるときハ能く此

の職に當るへき一人の候補者を選定して内務大臣の認可を受け（千八百五十年八月五日の法律）又右院長の指揮に屬すへき諸役員諸監視人の姓名ハ之を上申して府縣知事の認可を受けさるへからす（千八百六十九年四月十日の章程）

監獄巡閱官　中央監獄、府縣監獄、幼年囚矯正院ハ毎年一回内務省高等官の巡閱を受く此の高等官ハ監獄巡閱官と稱する者にして其の巡閱ハ時宜に因り毎年二回以上に及ふことあり

監獄巡閱官巡回を爲さゝる時にハ本省に集會して會議を開き各々其の研究したる諸事件に付て意見を述ふるものとす

監獄巡閱官の職務、服裝、俸給ハ千八百五十二年一月十五日及ひ三月十日、千八百五十六年八月十二日、千八百七十三年二月十四日の勅令を以て定むるところなり

幼年女囚の教育を主とする矯正院ハ婦人なる巡閱官（ダーム、エンスペクトリス）の監督に屬す

第三章　通常監獄

第一　市町村監

市町村監ハ輕罪の現行犯にして直ちに訊問し難き者を監禁するところとす路上

に於て些々たる輕罪を犯したる者、警察上逮捕したる者ハ亦此の監獄に收むるものとす

第二　保安監

保安監ハ憲兵署に附屬し（第一共和國第六年芽月八日の法律及び千八百二十年の勅令）押送中の囚徒を監禁する所とす此の監獄ハ府縣知事、郡長の監督するところとし其の費用ハ此の監獄に入るへき押送囚徒の種類に從ひ或ハ國庫の負擔に屬し或ハ市町村の負擔に屬するものとす（千八百十一年七月十一日の訓令）（未完）

○

○フラデルフヒア府監獄の圖

正員　佐野尙譯　東京

三十三丁に示すところのフラデルフヒア府監獄の圖ハ北米合衆國に於て初めて一房一囚の制を實施せしときに建設したる有名の監獄にして分房法を呼びて「フラデルフヒア」法と稱するも亦た之れより起りしものなり

（一）高見張　（二）歩廊　（三）分房　（四）分房に屬する運動場　（五）典獄官宅の庭園　（六）小使等の使用に供する土間　（七）二層樓にして其の上部ハ病院其の下室ハ炊所及び

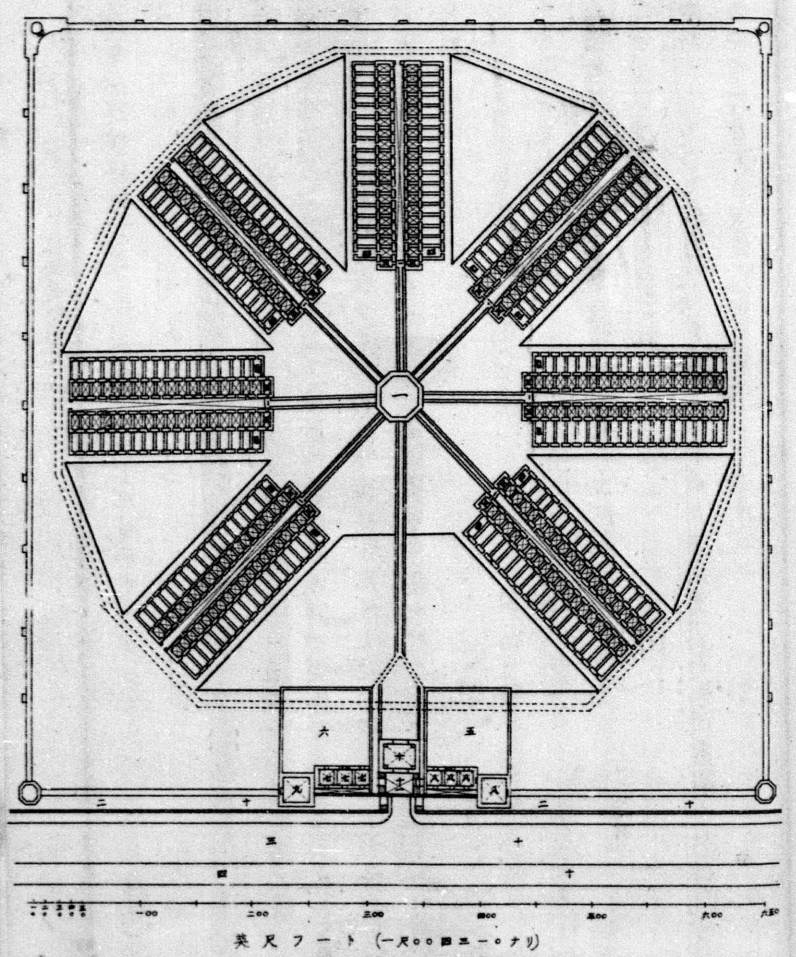

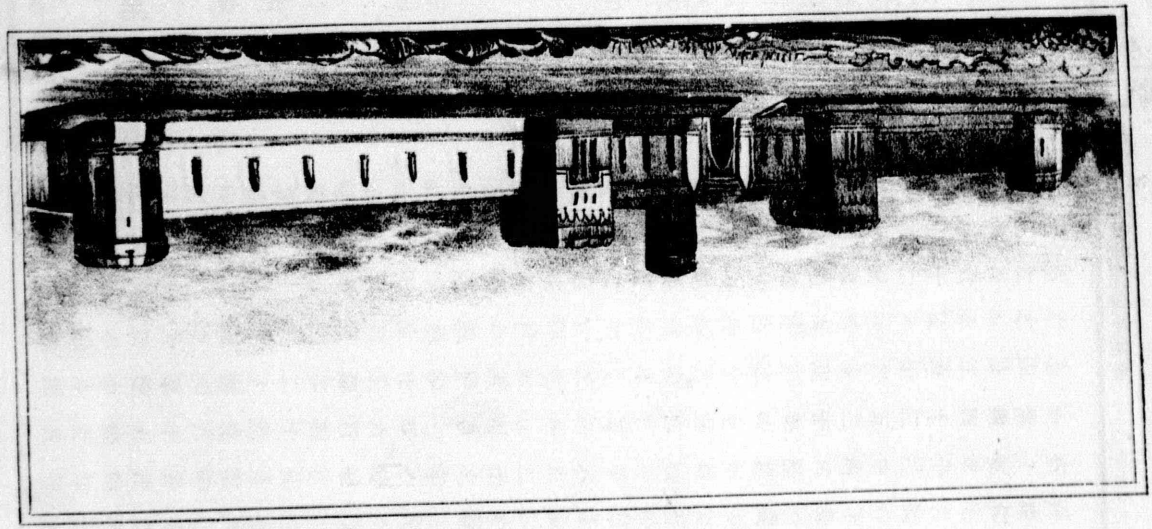

炊夫室並に看守室となせり（八）典獄の官宅（九看守長並に病院附き醫員室（十）鐘樓にして其の下部ハ藥劑室其の最上部にハ鐘を備へり（十一）門（十二）外壁

右フヒラテルフヒア府の監獄ハ西暦一千八百二十九年の建築に係り其の費用の總額ハ米銀四十三万二千弗の巨額にして一房に付き一千六百四十八弗八十五錢を費したり又外壁の費用ハ二十万弗にして此の外壁の中央部に二ヶ所の高樓あり遠く之れを望めハ恰も中古の城壁の如し門戸ハ鉄板を以て之れを造り分房の總數ハ二百六十二房にして其の他ハ皆な官宅事務所に充てり

又三十四丁に示したるハ該監獄外望の圖にして左右の端の高樓ハ見張塔なり其の中央部にあるものハ右を典獄の官宅となし左に在るを看守長の居室とし又其の中央に突出したる高樓ハ乃ち鐘樓なり

寄書

說の當否ハ編者其の責に任せず

○正員篠川直君に答ふ　正員　深井鑑一郎　東京

生、謹きに本誌第貳號に於て囚人敎誨の目的及び其の方法と題する一篇を掲け卿

か所見を陳し以て會員諸君の明教を乞ひしに正員篠川直君ハ本誌第四號に囚人の敎誨と題する一篇を以て生か所說に對し忠告批評せられ併せて君の意見を附せられたり其の忠告の誠篤なる特に生か深謝するところなり而して生ハ之れを謝すると同時に再び所見を陳して以て明教を乞ふところあらんとす

生か監獄ハ社會の一小分子なれハ社會の現在に於て諸般の宗敎ある以上ハ監獄にも亦た諸敎を輸入すへしと云ふに對し君ハ社會と監獄との一にすへからさる旨を陳し併せて監獄部內ハ宗敎皆無なりとせられたり想ふに君ハ嘗てより獄事上頗る實驗あらるゝ方なるか故に此の說の如きも必す實驗上より觀察せられたるものなるへし然れとも此の實驗ハ果して一地方の實驗に限るか將た我か邦全土の實驗にかゝるかと云ふことハ生か敎示を乞ハんと欲するところなり我か邦全土の廣き人民風習の別なる土地に依り其の志想或ハ農事に傾向するものあるへく或ハ商業に或ハ製造に或ハ宗敎に皆な夫れ夫れ志すところあるへし故に今一例を擧くれハ其の土地製造の隆盛なるときハ從ッて其の監獄も亦製造の隆盛なるへく又宗敎を信する土地の監獄にハ宗敎心の在る囚徒多かるへきハ自然の

道理なるへきか如し聞くところに依れハ君の在地宮崎地方ハ人民の志想至つて宗敎に淡薄なるか故、敎誨の效甚た稀少なりと君の實驗ある單に同地方にのみ據て比較立論せられたるものにあらさるへしと雖も全國を擧つて皆無と云ふの名稱を下さるゝハ少しく生の會得せさるところなり倘ほ一步を進めて生か希望を陳すれハ假令監獄の現在に於て囚人の心に宗敎心なしとするも司獄官其の人に於て、敎誨者其の人に於て已に宗敎を監獄に輸入するものとなしたる以上ハ之れを敎誨誘導して宗敎心、否な道義心を起發せしむるハ囚人の改心上至つて必要のことなるへし蓋し宗敎心、否な道義の感情ハ總へて人類天賦のものなるか故に其の厚きハ之れを奬勵して益々厚からしめ薄きハ嚴に之れを導きて厚きに誘ひ以て人心改良の緖に就かしむるハ當局者の責任なるへしと信するなり彼の佛國の監獄に在りてハ宗敎心なきの囚人ハ其の房を宗敎信奉の囚人と同ふし常に其の敎理を說話せしめ漸時に歸依を圖ると聞けり亦以て人心改良に宗敎を必要とするを知るに足らん宗敎敎誨ハ豈囚人か義大夫語り、瞰し家に比し與吹薄しとすれハとて斷然之れを放棄すへきものならんや

生か諸宗の教誨者を監獄に置くへしと云ふに對し篠川君ハ其の益掛なく且つ之れを托任するの徒費なきを以て唯教誨者ハ能く囚人の心を感動せしむるものを撰むの外あき旨を辨せられたり其れ然りと雖も生ハ未た之れに服する能ハさるなり之れを驗するに從來の監獄にハ總へて數人の教誨者ありて或ハ之れを常設し或ハ之れを常設せさるものありて區々一定せさるか如くに見ゆれとも素より一監獄として數十百人の司獄官ある以上ハ彼れ、此れ相加減せハ諸宗の教誨者を置く位の費用ハ敢て左程の難事とも思惟せられさるなり否な生か此の問題を掲けたるものハ特に諸般の宗教家をして監獄教誨を請願せしめ譬ひ其の監獄をして教誨者を置くの費用無しとするも素より人心改良を以て目的となす以上ハ其の費用の如何を顧みす自ら進むて囚人教誨の責に當り以て道の爲め國の爲め盡すところあるへきハ其の本分なりと云ふにありとす

生ハ諸宗教誨を施すに付き囚人の區別を爲すへきことを掲けたり然るに篠川君ハ監房なきを以て答へられたり是れ亦た後來生の希望を逃へたるまてにて若し生の説の如く諸宗の教誨者を設け盛に其の教誨を施し囚人各自の歸從するところの宗教に熱心するに當りてハ勢ひ其の軋轢を生すへきか故に之れか區別を爲すハ必要なりと云ふに在るなり、我か邦宗教の多き五十有餘派に下らすとハ是れ生か先きに陳述したるところなれとも是れ單に宗派の多きを逃へたるまてにて此の數多の宗教を監獄に輸入し之れに依りて監房を區別すへしと云ひたるにハあらす即ち君の言の如く如何なる監獄と雖も囚人の歸依ハ大抵五六種に上らさるへし而して如何なる監獄と雖も三四乃至五六の雜居監房なきものあらさるへしと信するなり然らハ則ち其の區別を爲すに付きても決して左程の困難あるへしとも思惟せられさるなり況んや工場の如きハ固より密話と雖も許さす單に執役するに止まるものなれハ工場を區別せすもかなと生ハ信するなり

諸宗の教誨者具備すと雖も人心改良の效驗ハ之れを見るを得すとハ篠川君の所説なり生ハ之れを疑ふ君の此の見ハ果たして實驗上より論及せられたるもの乎、將た斯くあるへしとの想像説なる乎、若し君にして實驗ありとすれハ諸般の教誨者具備すと云ふハ其の數の具備するを云ふ乎、將た其の人を得たるを云ふ乎、人心改良の效驗あしとハ完全なる方法を充分に盡すと雖も其の效驗なしと云ふ乎、將

た其の方法を尽さずして單に諸宗の教誨を行ハしめしと云ふに在る乎、是れ生か教示を乞ハんと欲するところなり

篠川君ハ終りに臨むて分房教誨の必要を說かれたり是れ實に貴說の如し歐米諸國に於てハ分房教誨を施すことありて典獄と教誨師と看守長とに論なく総へての司獄官ハ日々巡回して親切丁寧教誨の歩らさるゐきを以て改心に赴くもの多しとハ生か嘗て耳にするところにして教誨の方法此に至つて完全せりと云ふへきなり然りと雖も徒らに分房教誨を羨慕し之れに若かすとして雑居獄の教誨を緩にせハ則ち可なる乎、是れ決して然るへきものにあらす歐米諸國に於ても分房獄のみと云ふにハあらす之れを比較するときハ雑居獄の分房獄より多きこと數倍なりと云ふ而して此れ等の監獄と雖も皆な教誨を施さゝるものあく從つて其の效驗も少なからすと云へハ生ハ教誨の方法にして完全なる以上ハ雑居獄と分房獄とに論なく其の效驗あるへきを信して疑ハさるなり豈特に幹と枝葉との區別を爲すに及ハんや

尚ほ篠川君並に會員諸君の注意を乞ハさるへからさるものハ生か本誌第二號に於て此の諸般の宗教を監獄に輸入するに於てハと云ふの文字を以てせるハ即ち若し生の意見の行ハれたる以上ハ云々せさるへからすと云ふの意志を寓したるものにして目今施行の教誨上に付きて之れを論辨あしたるものにあらさることは是れなり故に若し之れを目今施行に係る教誨の方法より論辨したるものとせらるゝときハ生は特に迷惑に堪へさるなり卿か卑見を陳して篠川君の厚意に應へ併せて會員諸君の是非を乞ふ

○

○囚徒ハ教誨ハ一種特別の方便に出つへし

正員　飯田直之亟　神奈川

監獄の教誨ハ各府縣區々に出て或ハ神教に因りて感化を促かし或ハ佛教を說きて遷善を誘ひ又ハ外教を以て導く等其の主義一ならさる如し要するに犯罪者をして惡を改め善に歸せしむるを以て結果となすへき教誨なれハ何れの方便に出つるも敢て不可なることなかるへしと雖も各教宗派の異なるより各自自張の意暗々言語中に表れ誇に云ふ職敵の讐を免かれすと之れか爲め無智の囚徒をして改

化の感動心を發起するに由しなからしむるのみならず却て狐疑狼狽の念を來たさしむるに至るや必せり然らハ則ち好結果ハ決して得へからすと信す從來經驗に由り之れを徵するに各教宗派の如く偏倚の說を爲さす唯た古今名家哲士の金言卓說より孝子義僕の美事善行に至り苟も人心を感動し世教に裨補ある實歷を說き專ら一途に出るを良しとするか如し斯くの如くなるときハ必す因情に狐疑狼狽のまとなく勸懲の意を發起するに足り畧ほ教誨の節度を得ると云ふへきか依て監獄の教誨ハ各教宗派の偏倚なく一種特別の方便に出てたきものあり

○

○祝詞

正員　三橋美佐保　神奈川

曩に在東京の有志諸君大日本監獄協會あるものを設立し遍く同志者相計り監獄學を研究し智識を交換せんとの報を得速に贊成加入せんとしたるも或ハ疑ふ始め有りて終り無からんか或ハ理論に走り實際に適せさらんか其の可否如何に至り自ら決し難く殆んと五里霧中に彷徨するもの〻如くなりしに今、本會雜誌の第一號を見るに始終極めて有益の條項のみありて再三之れを閱驗するも敢て倦か

す胸雲忽ち散して更に欣然に堪へす就てハ徒らに默々看過し難く鄙文を顧みす從來經驗し聊か感するところを記して以て會員諸君に述へ併せて本會創設の美舉と祝せんと欲す

夫れ國の爲め害とあるへきもの其の種類擧けて數ふるに遑あらすと雖も犯罪の徒を以て最大ありとす故に刑法あり治罪法あり又監獄ありて之れを禁錮懲戒するハ皆る其の患害を除かんか爲めなり然らハ司獄官ハ能く罪囚をして改惡歸善せしむることを第一の目的とせすんハあるへからす其の目的を達する何を以て重しとするや即ち寬猛の二つなり然れとも其の寬猛各々過不及ありてハ一ハ以て怠惰に流れ一ハ以て殘酷となり反つて害毒を釀生するに至るへし當さに寬猛過不及あく罪囚を管束待遇するに於てハ人の性本善如何なる惡漢無賴の徒と雖も之れを悔悟せしめ轉心正路に復せしむる決して難事にあらさるも一度罪を犯して監獄に入るものハ終身善に歸すること能ハす監獄ハ恰かも犯罪を敎授する學校の如しと堂々たる社會の人にして之れを云ふあり況んや庶人に至りてハ囚人を度外視して接せさるもの多し是れ他なし封建時代の宿弊未た脫せす明治の

政治貫徹せさる所以なれハ敢て怪ひに足らさるも罪囚過を改め天賦の本性に回復して出獄するも援應交際するの真友なく爲めに世間狹隘身を容るゝ地なく日夜鬱々として樂ます終にハ一旦遷善したるところの精神を失却し求めて再犯に罹るあり或ハ徒黨を結合し後ち國家に大害を爲すもの亦た尠しとせす然らハ犯罪人の多く生するハ世人之れを八外視するに因ると云ふも不可なかるへし然るに本會設立以來未た日淺しと雖も入會の諸君已に二千九百有餘名加ふるに司獄官、警察官、司法官、議員、法律家、代言師、公論者、行政官、宗教家、の諸君にして殊に名望家頗る多し斯くの如きの會員互に智識を交換し監獄事業の改良を計り不良少年を感化し出獄人を保護するの好結果を見るに至らハ自今幾多の星霜を經すして明治聖代の大旨趣初めて海内に貫徹し國家の患害を全く除却するの幸福を得るに至らん亦た快事ならすや以上平素感するところの所思を述へ益々本會の盛大ならんことを希望し併せて本會の創立を賀す頓首再拜

通信

○山形縣山形監獄其の他六縣の監獄

小生曩きに左の各縣監獄事務參觀として出張の特命を承け去る八月七日出發先つ山形縣山形監獄に到り四日間滯在、本會議員永尾副典獄の先導にて該監獄の構内にあるところの有形物ハ總て一覽し而して實際の取扱に至る迄同氏の說明を乞ひたるに懇切ある答辨を與へられたり仝月十二日同地を辭し其の十三日より兩日間宮城縣仙臺監獄に到りしに本會議員中村典獄先導して起床開監より就役及ひ還房の順序等現行の取扱に至る迄親しく指示せられき夫れより栃木縣宇都宮、埼玉縣浦和、神奈川縣横濱、靜岡縣靜岡、千葉縣千葉等の諸監獄にも一兩日宛滯在し八月廿九日千葉を發して歸途に就きたり以上の諸監獄を親しく參觀したるに際して小生に感動を與へたる事、亦小生自已に利するところともに頗る夥多なり顧ふに昔日と違ひ最早今日となりてハ右諸監獄に於てハ何れも敢て甲乙の大差ある事も發見不致候然れとも小事に至りてハ多少其の人の方針に據り進歩の前後せし事もあり是れ等ハ勢ひの免れ得さるところなるへしと存候餘ハ後報に讓る云々

右正員　東悉報す　福鯛

本會記事

●入會　去る八月三十一日の調査に依れハ會員の數二千九百二十二名に達したり爾來尚ほ日々に入會の申込あり

●出張　主幹宇川盛三郎氏ハ本會議員靜岡縣副典獄川村矯一郎氏の請に應し去る八月十三日靜岡監獄に趣き諸事打合せの上翌十四日午前八時より靜岡監獄内教誨堂に於て本會調査委員武田英一氏と共に同縣司獄官の爲めに講義會を開き武田氏ハ國の講義を爲し宇川氏ハ監獄事業の原則を講演したり同日ハ靜岡縣書記官第二部長伊志田友方氏及ひ同縣尋常中學校長杉原正市氏も臨席せられより翌十五日の夜ハ靜岡縣出獄人保護會社長安田故太郎氏（縣會議員）及ひ副社長川村矯一郎氏（副典獄）の需めに應し縣會議事堂に於て宇川氏出獄人保護事業と監獄事業とを講演したり來會者ハ伊志田友方、村田豐の兩書記官、尋常師範學校長、裁判官、檢察官、議員、豪農、豪商、縣官、司獄官、郡吏、戶長、社員、新聞記者等三百餘名なりし又十五日の午前にハ川村副典獄及各典獄代理と治獄上の研究會を開かれたり

●又　主幹宇川盛三郎氏ハ去る八月二十六日埼玉縣秩父郡大宮鄉監獄に趣き本會議員典獄代理永井伊右衛門氏の案内にて獄内を一覽せられたり

●會告　本號ハ去月中發行すへきの處今九月に遲延したり會員諸君幸に之れを諒せられたし

●事務所　本會假事務所ハ是れ迄東京下谷七軒町廿八番地に置きたるところ手狹につき今般本鄉弓町壹丁目貳拾壹番地に移轉したり

●寄附　本會議員富山縣副典獄野村毅氏ハ本會資金として金六圓を寄附せられたり

●入會

●正員

門馬周三郎	水野三造	辻林莊三郎	山里明孝	八田勝	
山崎房二郎	佐久間模忠	小寺信任	須田直方	尾上龍太郎	
水野錠太郎	淺井助重	須藤彦三郎	佐藤太左衛門	谷直行	
馬渡隆次郎	松田音吉	村山義江	愛甲安德	岩崎一太郎	
羽鳥荒四郎	篠葉鬼一郎	濱島彌門	小寺脩造	松隈篤	
和田勇次郎	大橋道次郎	田中孝太郎	村瀨武四郎	松山國太郎	
大河内三千太郎	松本佐兵衛	池田義倫	原田準夫	橫山丶	
伊藤鍹三郎	小嶋東十郎	新井勝江	寺戶義成	田島永亮	
尾巍柳三郎	滿行嘉吉	玉利桑	兒島笑次郎	早川方大	
松下兼福	田邊鉞次郎	村上宗吾郎	後藤誠諦	井原樵太郎	
鈴木高行	小笹千代吉	森靜一	●福岡縣	畑島時雄	
山田久彥	山田敬太郎	鎌田政親	高田正俊	岡部正次郎	
大野達三	增田房藏	溝林彥太郎	山部丘三郎		
吉村外喜松	二宮豐二	久野延吉	山本榮太郎		
中村金藏	吉田愛太郎				

●東京府

馬渡隆次郎	松田音吉	村山義江	愛甲安德	岩崎一太郎	
羽鳥荒四郎	篠葉鬼一郎	濱島彌門	小寺脩造	松隈篤	
和田勇次郎	大橋道次郎	田中孝太郎	村瀨武四郎	松山國太郎	
大河内三千太郎	松本佐兵衛	池田義倫	原田準夫	橫山丶	
伊藤鍹三郎	小嶋東十郎	新井勝江	寺戶義成	田島永亮	
尾巍柳三郎	滿行嘉吉	玉利桑	兒島笑次郎	早川方大	
松下兼福	田邊鉞次郎	村上宗吾郎	後藤誠諦	井原樵太郎	
鈴木高行	小笹千代吉	森靜一	●福岡縣	畑島時雄	
山田久彥	山田敬太郎	鎌田政親	高田正俊	岡部正次郎	
大野達三	增田房藏	溝林彥太郎	山部丘三郎		
吉村外喜松	二宮豐二	久野延吉	山本榮太郎		
中村金藏	吉田愛太郎				

入會

野上義廣　吉安吉三郎　貝原壯三郎　栗田繁太郎　黒岩留作　森田千五郎
小野卓造　多田龍之助　貫太郎　加藤三郎　三ヶ尻作十郎　牧三郎
中村作次郎　井上駒之助　秋本運　脇坂園江　北村爲一　田中秀夫
江藤龍之助　石橋和太郎　原田侍郎　岡部六藏　胸形虎治　大町榮
精松誠藏　江藤義平　秦雄吉　吉住房次郎　東原柘造　岩原左右太
時枝万三郎　木村團一郎　西村富次郎　德永榮次　高鍋夘之吉　古賀健八
戸田作太郎　水野直底　津村直次　河内伊助　永島巽　中原淺次郎
岡本堪　稲田半三郎　金生藤太　間島利雄　田中廉太　楢橋庄太郎
青木謙　西郷忠太郎　西村彌太郎　隈元直太郎　松浦三木　長谷川虎八
山脇千代太　中上中　住吉政雄　高木猛雄　宗德雄　板橋康之
牛尾鎌次郎　竹田才次郎　磯部岩雄　岸原虎雄　大田原守之助　高石覺次郎
守武保三郎　藤田正身　狩野貢　半田善吾　林三次郎　田中棧春
大里慶可　浦上彌太郎　大町瀧太　梶原景克　龜山重太　森精一郎
横井豐　牧兆　高畠種義　山崎辰巳　野上竹次郎　大城辰太郎

入會

松尾彦之吉　伊藤基一郎　小田原保藏　中村小三郎　井上數馬　牟田新八
高橋久吉　三池倶　安部雄太郎　鹿毛金次郎　元山留五郎　池田寛多
渡邊作八郎　内村祐德　堤三郎　牛島德三郎　米多比新治　石井龍馬
廣田龍太　津留秀造　白仁一二　重松嘉一郎　德永善吉　内村實德
古澤直次郎　加藤彌壽男　岡部駿　宮崎利夫　木下近信　江崎茂吉
甲斐田柳造　奥園眞一　藤井常命　松山敏愼　北村嘉市　佐藤猪吉
本田宗平　前川米吉　鳥巣夘太郎　江口清水　後藤丈松　大坪喜十郎
小田幸太郎　古賀平三郎　笠村貢藏　萩尾達次郎　古賀儀三郎　岡部政世
池田元孝　大塚馬太郎　小川嘉平　陶山德實　倉田市松　清水造酒夫
山田義雄　井町正太郎　野尻甲三郎　鈴木彦六　原廣路　上條義
坪井嘉業　三村熊藏　赤司善太郎　村上義導　原田鉄雄　二俣右一
江口省吾　小野利貞　野田元次郎　渡邊喜一郎　大塚勇五郎　野田周平
野中茂夫　岸川文也　木原兵次郎　福山六三　大木嘉奈人　南里久作
緒方三郎　阿部正勝　森田喜十郎　森幸次郎　松岡一郎　住吉政喜

入會

（五〇）

野口伊三郎　森末次郎　中田助一郎　橋本文之亟　飯野又一郎　●山口縣

町野安焉　江藤豐　阿部林之助　若林三郎　柳瀨米吉　木村常藏

由布五郎　岡部義策　鬼丸宗次郎　市川守　浮田直治　佐波成章

木村多門　森兎一　有馬四郎助　平松辨之亟　松原新一郎　岩淵惟一

石井則繁　中村純造　武田正敎　友田金平　一庵久四郎　●宮城縣

佐野義道　副島慶一郎　澁谷粂二郎　丸岡定次郎　荒牧成達　木戸寬之亟

小畠裏郎　山內嘉太郎　武田源八　山內彌十郎　畠中市三郎　村上禮五郎

樺島節　鴨角基　長崎端　町田圓恭　增田外之松　氏家義男

糸永久嘉　久保重助　●兵庫縣　大西常次郎　種島共太郎　小關保吉

高松義衛　無敵榮藏　齋藤十二郎　●岐阜縣　蓼沼正倚　米川慶二郎

武藤直　山田又三郎　福原元資　個離見　吉村爲造　藤田眞龍

江口勇造　世戶口朝太郎　●三重縣　岩田寬廣　●大坂府　●德島縣

神崎篤三　島添種實　稻塚藤十郎　勝俣元七　羽渓履信　芙野行連

大城半吾　●北海道　遠山德十郎　櫻井愛之助　村山機知太　（未完）

●會告　會費ハ自今左の名宛を以て御送附相成度此段正員各位に廣告致し候事

送金書狀宛名
東京集治監官舍　石澤謹吾

郵便爲替先き
東京千住南組　千住郵便局

大日本監獄協會役員

庶務局長　正員　石澤謹吾
調査局長　正員　宇川盛三郎
主幹(事務)　正員　宇川盛三郎
主幹(會計)　正員　關長膺
庶務委員　正員　佐野尙
調査委員　正員　武田英一
調査委員　正員　深井鑑一郎